

(証券コード:5906)

2022年5月27日

株 主 各 位

長野県千曲市大字雨宮1825番地

エムケー精工株式会社

代表取締役社長

丸 山 将 一

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権行使書による議決権の行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月13日（月曜日）午後5時10分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月14日（火曜日）午前10時30分
 2. 場 所 長野県千曲市大字雨宮1825番地
当会社本社 厚生会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（2021年3月21日から2022年3月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2021年3月21日から2022年3月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mkseiko.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、今年の株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

- ①株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ②ご来場の株主様におかれましては、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- ③株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ④今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.mkseiko.co.jp/>）においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により緊急事態宣言の再発出があったものの、ワクチン接種の進展、各種政策効果や海外経済の改善に伴い、経済社会活動に回復の兆しが見られるようになりました。一方で、新たな変異株の出現により、感染症終息の見通しは立たず、原油・原材料価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学上のリスクなど世界的な不確実性の高まりから、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する業界におきましては、コロナ禍での移動制限や各種イベントの中止・縮小などにより営業活動の制限を余儀なくされ、また巣ごもり需要にも一服感がありました。さらに、電子部品などのサプライチェーンの混乱、鋼材や樹脂などの原材料価格高騰、海外拠点のロックダウンなど、生産面においても厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもと当社グループは、お客様、お取引先はもとより、社員及びその家族をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の安全と健康を最優先に、新型コロナウイルス感染防止策を講じ、テレワークやオンライン会議の積極的な活用、対面からオンラインによる営業活動の推進など、「新しい働き方」の定着に取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度となる2021年度は、この計画に掲げた方針に基づき、諸施策の取組みを更に深化させ、また外部環境の変化を前提とした強固な経営基盤の再構築を試みながら、“美・食・住”を軸とした次の成長ステージへ向けて、モノづくりとサービスの融合による顧客価値の追求と、需要の変化を見極めた新商品の開発及びサービスのデザイン並びに新たな事業の創出にグループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は248億5千5百万円（前期比3.0%減）、経常利益は12億5百万円（前期比24.9%減）、親会社株主に帰属す

る当期純利益は5億6千6百万円（前期比8.5%増）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

（モビリティ&サービス事業）

主力の門型洗車機は、SS（サービス・ステーション）向けでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底しながら、提案型営業活動を積極的に展開した結果、油外収益向上への期待感から堅調に推移し、カーディーラー向けでは、整備作業の効率化による需要増により設備投資が活発となり、伸長しました。オイル機器は、新冷媒搭載車輛の増加により、同冷媒対応エアコンプレッシャーが売上げを伸ばしました。情報機器は主にLED表示機を製造・販売しています。工所用保安機器は新規顧客への販売が奏功し売上げを伸ばしました。大型のビジョンについては、競技場案件を受注し大きく伸長しました。一方、SS向け表示機は、大手顧客からの受注が低迷し前年を下回りました。一般小売店舗向け小型表示機は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き前年同様低調に推移しました。

この結果、モビリティ&サービス事業の売上高は、168億9百万円（前期比2.5%増）となりました。

（ライフ&サポート事業）

主力製品の農家向け低温貯蔵庫は、新型コロナウイルス感染症の影響による展示会中止や前年度の反動などで前年実績を下回りました。電気圧力鍋や小型精米機などの一般家庭向け商品は、前年顕著だった巣ごもり需要に一服感が見られ低調に推移し、ベトナム（ホーチミン市）にある海外拠点ではロックダウンの影響により一部商品の生産が制限され、売上げが落ち込みました。また、音響関連商品は、前年のような新商品特需がなく、売上げが伸び悩みました。一方、食品加工機は、海外市場の一部地域で経済活動の再開により販売は徐々に回復傾向にあり、前年を上回りました。

この結果、ライフ&サポート事業の売上高は、56億5千1百万円（前期比17.5%減）となりました。

（住設機器事業）

住設機器としては、主に木・アルミ複合断熱建具、消音装置、鋼製防火扉等を製造・販売しています。木・アルミ複合断熱建具については、脱炭素社会の実現に向け大型建築物の木材利用が活発化しており、受注は計画を上回りました。消音装置については、学校関係の建て替え需要が増えており、計画を上回りましたが、鉄骨関係の納期遅延による工期延長のた

め工事の遅れが発生し、売上げを押し下げる要因となりました。

この結果、住設機器事業の売上高は、22億6千9百万円（前期比1.5%減）となりました。

（その他の事業）

保険代理業、不動産管理・賃貸業及び長野リンデンプラザホテルの運営に係るホテル業が主体となります。ホテル業は、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策を徹底し営業を継続する中、全国各地に発出されていた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除を受けて、ビジネス客や観光客の利用が増加しました。また、各種スポーツ大会やイベントが開催されるようになり宿泊需要も回復したことにより、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他の事業の売上高は、1億2千4百万円（前期比50.6%増）となりました。

○当連結会計年度の売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
モビリティ&サービス事業	16,809,965	67.6	102.5
ライフ&サポート事業	5,651,355	22.8	82.5
住設機器事業	2,269,967	9.1	98.5
その他の事業	124,291	0.5	150.6
合計	24,855,580	100.0	97.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3億9千4百万円で、特記すべき重要な投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資等の特記すべき調達は行っておりません。

(2) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第63期 2018年度	第64期 2019年度	第65期 2020年度	第66期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (千円)	23,396,500	24,385,261	25,633,426	24,855,580
経 常 利 益 (千円)	1,170,170	1,060,708	1,606,319	1,205,549
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	763,596	437,032	521,797	566,217
1株当たり当期純利益	52円66銭	30円08銭	35円89銭	38円87銭
総 資 産 (千円)	24,789,865	24,680,857	25,113,350	25,501,143
純 資 産 (千円)	11,297,610	11,332,110	11,950,351	12,405,928
1株当たり純資産額	779円08銭	779円38銭	821円90銭	850円90銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
エムケー電子株式会社	30,000	100.0	当社の製品の生産及び部品加工を行っております。
エムケー興産株式会社	475,000	100.0	保険代理業及び不動産管理・賃貸業を営んでおります。
MK SEIKO(VIETNAM)CO., LTD.	1,279,537 (11,000千US\$)	100.0	当社の製品の生産及び部品加工を行っております。
長野リテノブラザホテル株式会社	30,000	(100.0)	ホテル業を行っております。
株式会社ニュースト	50,000	100.0	建具製造業・建具工事業等を行っております。
信濃輸送株式会社	36,000	100.0	当社グループ製品及び一般貨物等の運送を行っております。
エムケーミクスト株式会社	10,000	100.0	攪拌機の製造及び販売を行っております。
株式会社ジャパンシステム	15,000	100.0	食品加工機等の販売を行っております。
株式会社システム	45,000	24.1 (100.0)	食品加工機等の製造を行っております。
株式会社メタルスター工業	10,000	100.0	防火扉等の鋼製建具の製造を行っております。
株式会社AZx	10,000	100.0	I o T 関連機器の企画・開発・販売等を行っております。

(注) 1. 当社の議決権比率欄の()は、間接所有割合であります。

2. 当社は、2022年3月21日付で、エムケーミクスト株式会社を吸収合併しております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスは今後も感染者数の増加と減少を繰り返すことが予想され、ロシア・ウクライナ情勢の影響も予断を許さない状況となっています。また、燃料・原材料価格の上昇と世界的な物流及びサプライチェーンの混乱は、経済活動の足枷となりますが、厳しい外部環境に柔軟に適応し、製品とサービスの供給責任を果たしていかなければなりません。

2022年度は、外部環境の変化を前提とした強固な経営基盤の再構築を引き続き進めながら、“美・食・住”を軸とした事業領域の拡大を着実に前進させるべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 顧客価値の追求

モノづくりとサービスを通じた顧客価値を追求し、当社グループのスローガン「その手があった！の一手先。」の姿を具現化する。

② 健康経営の推進

健康は個々人の幸せの礎であり、社員とその家族の健康は会社が成長し社会的責務を果たすための源である。健康を経営の最重要課題の一つととらえ、社員とその家族の心身の健康を保持・増進する健康経営に取り組む。

③ “美・食・住”の3領域の拡大

SDGs や脱炭素社会の実現を含む様々な社会的な課題を“美・食・住”の視点から探求し、その解決に向け、当社グループをあげて新しい事業、製品及びサービスをデザインする。

④ ブランドの強化

社外向けコーポレートブランディング、当社グループ内のインナーブランディング及び採用ブランディングを通じて、魅力あるモノづくり集団としての当社グループの一層の認知度向上を図る。

⑤ 意識行動の変革

当社グループの理念“MKフィロソフィー”を全社員が共有し、意識行動の変革を通じて、研究開発型の完成品メーカーとして社会に貢献する企業グループの進化を図る。

⑥ 経営インフラの強化

当社グループを支える人材、財務、IT、生産ラインといった経営インフラを、グループ全体の最適化を踏まえながら整備し強化する。

(6) 主要な事業内容（2022年3月20日現在）

当社グループは、当社及び子会社11社で構成され、モビリティ&サービス機器・ライフ&サポート機器・住設機器の製造販売を主体とし、その他の事業として保険代理業、不動産管理・賃貸業、一般貨物等の運送業務、ホテル業、印刷業及びI o T関連機器の企画・開発・販売業を営んでおります。

セグメント別の主要な製品、サービス等は次のとおりであります。

区 分	主要製品・事業の内容	
モビリティ & サービス事業	洗 車 機	門型洗車機、高圧洗車洗浄機ほか
	給 油 機 器	灯油配送ローリー、各種オイル交換機ほか
	L E D 表 示 機	店舗用表示機、工事用表示機、フルカラー表示システムほか
	そ の 他	フロンガス充填機、車内用掃除機、オゾン除菌脱臭機、空間演出照明システムほか
ライフ&サポート事業	農 産 物 貯 蔵 庫	農産物低温貯蔵庫、米保管庫ほか
	家庭用電気機器	精米機、餅つき機、パン焼き機ほか
	台 所 収 納 庫	電子レンジ置台、計量米びつほか
	食 品 加 工 機	製菓用機器、製パン用機器ほか
	攪 拌 機	縦型攪拌機、可搬型攪拌機ほか
	そ の 他	各種給油ポンプ、音響機器ほか
住 設 機 器 事 業	建 具 類	高機能サッシ、スクリーン、ウィンドウ、鋼製防火扉ほか
	そ の 他	消音パネル、ルーバー、換気プレスほか
そ の 他 の 事 業	保険代理業及び不動産管理・賃貸業	
	当社グループ製品及び一般貨物等の運送業	
	ホテル業	
	印刷業	
	I o T 関連機器の企画・開発・販売業	

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月20日現在)

エムケー精工株式会社	本社・工場	長野県千曲市
	東京本社	東京都葛飾区
	信濃町工場	長野県上水内郡信濃町
	支店	札幌、仙台、東京、東関東、北関東、南関東、静岡、新潟、長野、名古屋、金沢、大阪、四国、広島、福岡
エムケー電子株式会社	本社	長野県長野市
エムケー興産株式会社	本社	長野県長野市
MK SEIKO (VIETNAM) CO., LTD.	本社	ベトナム ホーチミン市
長野リンデンプラザホテル株式会社	本社	長野県長野市
株式会社ニュースト	本社	長野県千曲市
	支店・営業所・出張所	札幌、仙台、東京、新潟、長野、名古屋、大阪、福岡
信濃輸送株式会社	本社	長野県千曲市
エムケーミクスト株式会社	本社	長野県埴科郡坂城町
	営業所	東京、大阪、名古屋
株式会社ジャパンシステム	本社	愛知県小牧市
株式会社システム	本社	愛知県小牧市
株式会社メタルスター工業	本社	新潟県新潟市
株式会社AZx	本社	東京都千代田区

(注) 当社は、2022年3月21日付で、エムケーミクスト株式会社を吸収合併しております。

(8) 従業員の状況 (2022年3月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,454 (127) 名	+23 (-) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは () 内に人員数を内書きで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
825 (16) 名	+14 (+3) 名	45.2歳	17.3年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは () 内に人員数を内書きで記載しております。

2. 従業員数は他社への出向者16名を除いております。なお、前事業年度末比増減につきましては、前事業年度末における他社への出向者16名を除いた従業員数と比較しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	3,597,423千円
株式会社みずほ銀行	919,350
株式会社長野銀行	365,260
長野県信用農業協同組合連合会	365,260
株式会社大垣共立銀行	150,000
株式会社名古屋銀行	150,000

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月20日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 54,930,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,595,050株 |
| ③ 株主数 | 2,801名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸 山 永 樹	1,297千株	8.9%
東京中小企業投資育成株式会社	1,170	8.0
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	721	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	721	4.9
エムケー精工従業員持株会	613	4.2
三井住友海上火災保険株式会社	580	4.0
丸 山 繁 夫	506	3.5
早 川 弘 之 助	454	3.1
大 久 保 文 夫	449	3.1
昭 和 商 事 株 式 会 社	279	1.9

- (注) 1. 当社は自己株式を1,015,311株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	丸 山 将 一	
取 締 役	早 川 和 弘	常務執行役員ライフ&サポート事業本部長
取 締 役	千 葉 和 樹	常務執行役員商品開発研究所長
取 締 役	沓 掛 吉 彦	執行役員モビリティ&サービス事業本部長
取 締 役	和 泉 秀 樹	執行役員経理本部長
取 締 役	酒 向 邦 明	執行役員管理本部長
取 締 役	上 條 由 紀 子	国立大学法人長崎大学研究開発推進機構 F F G アントレプレナーシップセンター教授・弁理士
取 締 役	滝 沢 玲 奈	滝沢食品株式会社取締役
取締役相談役	丸 山 永 樹	
常勤監査役	近 藤 重 光	
監 査 役	三 浦 伸 昭	公認会計士三浦伸昭事務所所長
監 査 役	廣 中 龍 蔵	株式会社ドッツ代表取締役

- (注) 1. 取締役上條由紀子氏及び滝沢玲奈氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役三浦伸昭氏及び廣中龍蔵氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役三浦伸昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役上條由紀子氏、滝沢玲奈氏及び監査役三浦伸昭氏、廣中龍蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当者はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	179,251 (4,200)	169,500 (4,200)	9,751 (-)	- (-)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,080 (3,000)	13,080 (3,000)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	192,331 (7,200)	182,580 (7,200)	9,751 (-)	- (-)	12 (4)

(注) 使用人兼務取締役はおりません。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当の際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。

また、2019年6月12日開催の第63回定時株主総会において、この報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として月額30,000千円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1989年6月16日開催の第33回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ニ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものである

と判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の健全かつ持続的な向上に取り組むモチベーションを高め、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬(a)、譲渡制限付株式報酬(b)および退職慰労金(c)から構成され、監督機能を担う取締役相談役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬(a)および退職慰労金(c)から構成されるものとする。

2) 金銭報酬（基本報酬および退職慰労金）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 当社の取締役の基本報酬(a)については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

(ii) 退職慰労金(c)については、取締役在任中の功労に報いるため支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議により承認を得たうえで、取締役会にて当社所定の基準による相当額の範囲内の報酬額を決議し、当該取締役退任時に支払うこととする。

3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 業績連動報酬については、導入していない。

(ii) 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬(b)とし、各取締役の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式を毎年、株主総会開催後の一定の時期に支払うものとする。当該株式は当該取締役退任時までの間、譲渡を制限することにより、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ報酬と位置づけるものとする。

- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- (i) 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本方針に沿って決定する月例の固定報酬としての基本報酬(a)を基準として下記に記載した割合を目安として決定する。
 - (a) 基本報酬（金銭報酬）
固定報酬の12か月分
 - (b) 業績連動報酬
導入なし
 - (c) 譲渡制限付株式（非金銭報酬）
基本報酬の1か月相当
 - (ii) 金銭報酬としての退職慰労金(c)は、当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により決定する。
- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- (i) 個人別の基本報酬(a)の額については、株主総会にて決議された取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役会にて代表取締役の基本報酬の額を決議するとともに、取締役会決議により一任された代表取締役が、各取締役の役位、職責、業務執行の状況、会社の業績等を総合的に勘案して各取締役の基本報酬の額を決定する。
 - (ii) 業務執行取締役に支払われる譲渡制限付株式(b)については、取締役会にて個人別の月例の固定報酬を目処とする金額に相当する当社普通株式の割当株式数を決定する。なお、譲渡制限付株式割当契約に定める正当な理由でない事由により退任する取締役に対しては、譲渡制限付株式は支払われない。
 - (iii) 退職慰労金(c)については、退任する当該取締役の取締役在任期間、在任期間中の功労、役位、月例の固定報酬等を総合的に勘案する当社所定の基準により取締役会にて決定する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年6月15日開催の取締役会において代表取締役社長丸山将一に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の担当について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役上條由紀子氏は、弁理士であり、また、国立大学法人長崎大学研究開発推進機構 F F G アントレプレナーシップセンターの教授を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役滝沢玲奈氏は、滝沢食品株式会社の取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役三浦伸昭氏は、公認会計士三浦伸昭事務所所長であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役廣中龍蔵氏は、株式会社ドッツ代表取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上條由紀子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。期待される役割である、主に知的財産権、新規ビジネス、コンプライアンス、人事戦略等の観点から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
取締役 滝沢玲奈	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。期待される役割である、メディア報道の第一線で活躍された経験や、食品工場の管理業務全般・経営に関する幅広い見識から意見を述べるなど、適切な役割を果たしております。
監査役 三浦伸昭	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会7回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の経理システム及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 廣中龍蔵	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会7回全てに出席いたしました。経営者やビジネスコンサルタントとしての経験や高い見識から意見を述べるなど、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と当社役員が締結している個別の責任限定契約はありませんが、当社定款において会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる旨の定めをしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東邦監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[業務の適正を確保するための体制]

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は以下のとおりです。（最終改定 2015年4月17日）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任を果たし企業倫理を守るため、「企業行動規範」を定め全社員に周知徹底させる。
 - ・内部通報等を適切に処理し企業の自浄機能を維持するため規程を整備し、社内へ周知を図る。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な意思決定及び報告に関しては、文書化し保管するとともに、その文書の作成、保存及び廃棄に関する規程を整備し徹底を図る。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスクを定義した上で、そのリスクに対する責務、対応等を定めて社内への周知を図り、統括的なリスク管理を図る。
 - ・災害等の危機発生の際にも当事業の継続を図るため、「事業継続計画」を策定し、社内へ周知を図る。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
 - ・意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については関係する取締役の合議により慎重な意思決定を行う。
 - ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・定期的に当社及び子会社（海外子会社を除く）の取締役が参加する連絡会議を設け、子会社における重要な事項について報告するよう義務づける。なお、海外子会社については、当社の取締役に對し定期的な文書による報告を求め、必要に応じて連絡会議を設ける。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社で策定した規程及びその他の施策を子会社へ水平展開することで、子会社のリスク管理を図る。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社に事業計画の策定と報告を求めるとともに、当社と子会社とで事業計画に一定の統制を定めることで、グループ全体の業績目標を明確化する。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社で策定した「企業行動規範」をグループ全体の行動指針と位置付け、子会社に周知させ浸透させることにより、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役室を設けて監査役を補助すべき従業員を置く。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役を補助すべき従業員は、専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事異動、人事評価については監査役会の意向に従う。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ・ 役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす事項が発生した又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ・ 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門の業務執行状況について報告する。
 - ・ 取締役は内部者通報制度の運用状況、通報内容について定期的又は不定期に報告する。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・ 子会社の役職員は、当社の監査役へ業務執行状況について定期的に書面により報告し、また当社の監査役から特に報告を求められたときは随時速やかに報告する。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 社内規程により、監査役へ報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、この規程を社内に周知徹底する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役がその職務の執行について費用の請求をしたときは、担当部門で審議してその費用が監査役職務執行に不要と認められない限り、速やかにその費用を負担する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 役職員の監査役職務の執行に対する理解を深め、監査役職務の執行環境を整備する。
 - ・ 監査役職務の執行の実施に当たり、監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携体制の環境を整備する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「企業行動規範」を当社グループで共有し、グループ内の全社員に周知しています。また、「有益通報処理規程」を制定し、内部通報等を適切に処理しています。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

「文書取扱規程」を制定し、重要な情報に関しては、文書の作成、保存及び廃棄について方法、手順を定め、これを徹底しています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
「リスク管理規程」「非常事態対策規程」等を制定し、種々のリスクについて予防管理と具現化した場合の対応を定め、社内でも共有しています。また、「事業継続計画（BCP）」を定め、社内にも周知しています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
取締役会において、各部門毎に事業計画を策定し、事業本部は毎月、その他の間接部門は四半期毎に、進捗状況を確認しています。また、緊急性のない決議事項については、書面決議を活用することとして効率化を図っています。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
定期的に当社及び子会社の取締役が参加する連絡会議を実施し、重要な事項について協議しています。また、当社で制定した規程及び施策を子会社へ水平展開しています。更に、子会社に事業計画の策定と報告を求め、グループ全体の業績目標を明確化しています。加えて、当社の「企業行動規範」をグループ全体の行動指針とし、子会社に周知させコンプライアンスの徹底を図っています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項の運用状況
専任ではないが監査役を補助すべき従業員を置いています。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
監査役を補助すべき従業員は、専ら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事異動、人事評価については監査役会の意向に従っています。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制の運用状況
役員及び従業員は、重大なリスクが発生した際には、監査役に報告しています。また、取締役及び子会社の役職員は、定期的に業務執行状況について監査役に報告しています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
社内規程により、監査役へ報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しています。
- ⑩ 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
監査役が費用の請求をしたときは、その費用が監査役の職務執行に不要と認められない限り、会社で負担しています。
- ⑪ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
監査役の求めに応じて監査の環境を整備しており、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携できるようにしています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,320,043	流動負債	10,234,565
現金及び預金	3,471,634	支払手形及び買掛金	1,383,071
受取手形及び売掛金	4,923,527	短期借入金	3,030,000
商品及び製品	2,300,493	1年内返済予定の長期借入金	873,638
仕掛品	1,662,801	リース債務	178,416
原材料及び貯蔵品	2,511,871	未払金	3,486,020
未収入金	130,527	未払法人税等	177,596
その他	332,439	賞与引当金	517,037
貸倒引当金	△ 13,253	製品補償対策引当金	152,540
固定資産	10,181,100	その他	436,244
有形固定資産	6,090,141	固定負債	2,860,649
建物及び構築物	1,735,006	長期借入金	2,012,683
機械装置及び運搬具	258,100	リース債務	383,590
土地	3,523,229	繰延税金負債	187,448
リース資産	482,938	退職給付に係る負債	235,634
建設仮勘定	3,442	その他	41,292
その他	87,424	負債合計	13,095,215
無形固定資産	1,511,257	(純資産の部)	
のれん	577,129	株主資本	12,044,513
リース資産	16,433	資本金	3,373,552
その他	917,695	資本剰余金	2,945,473
投資その他の資産	2,579,700	利益剰余金	6,199,269
投資有価証券	1,677,608	自己株式	△ 473,782
長期貸付金	158,966	その他の包括利益累計額	361,415
退職給付に係る資産	588,721	その他有価証券評価差額金	361,861
繰延税金資産	149,895	為替換算調整勘定	106,118
その他	259,421	退職給付に係る調整累計額	△ 106,565
貸倒引当金	△ 254,913	純資産合計	12,405,928
資産合計	25,501,143	負債・純資産合計	25,501,143

連 結 損 益 計 算 書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,855,580
売 上 原 価		16,791,110
売 上 総 利 益		8,064,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,983,619
営 業 利 益		1,080,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,152	
受 取 配 当 金	51,589	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	19,195	
そ の 他	86,316	190,253
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,571	
そ の 他	24,983	65,554
経 常 利 益		1,205,549
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,397	1,397
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	997	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,277	
減 損 損 失	163,968	167,243
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,039,703
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	475,608	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,121	473,486
当 期 純 利 益		566,217
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		566,217

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,373,552	2,947,095	5,749,370	△ 492,406	11,577,611
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△ 116,318		△ 116,318
親会社株主に帰属する当期純利益			566,217		566,217
自己株式の処分		△ 1,621		18,624	17,002
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△ 1,621	449,898	18,624	466,901
当連結会計年度末残高	3,373,552	2,945,473	6,199,269	△ 473,782	12,044,513

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	399,493	2,119	△ 89,543	60,670	372,739	11,950,351
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△ 116,318
親会社株主に帰属する当期純利益						566,217
自己株式の処分						17,002
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 37,631	△ 2,119	195,662	△ 167,235	△ 11,324	△ 11,324
当連結会計年度変動額合計	△ 37,631	△ 2,119	195,662	△ 167,235	△ 11,324	455,577
当連結会計年度末残高	361,861	－	106,118	△ 106,565	361,415	12,405,928

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数…………… 10社
- ・連結子会社の名称…………… エムケー電子株式会社
エムケー興産株式会社
MK SEIKO (VIETNAM) CO., LTD.
長野リンデンプラザホテル株式会社
株式会社ニュースト
エムケーミクスト株式会社
株式会社ジャパンシステム
株式会社システム
株式会社メタルスター工業
株式会社A Z x

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称…………… 信濃輸送株式会社
- ・連結の範囲から…………… 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
除いた理由

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・会社の名称…………… 信濃輸送株式会社
- ・持分法を適用…………… 非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
しない理由

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MK SEIKO (VIETNAM) CO., LTD.、株式会社A Z x及び株式会社メタルスター工業の決算日は12月31日、株式会社ジャパンシステム及び株式会社システムの決算日は1月31日、長野リンデンプラザホテル株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。同6社以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの…………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

イ. 製品、仕掛品、原材料…………… 主として総平均法による原価法

ロ. 貯蔵品…………… 最終仕入原価法

④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産…………… 当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備を除く。）は定額法、建物以外は定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～49年

機械装置及び運搬具 2年～10年

ロ. 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産…………… 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑥ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金…………… 当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 製品補償対策引当金…………… 当連結会計年度に販売した製品等の改良・品質保証・修理の費用等の補償に備えるため、発生見込額を計上しております。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方… 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理… 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑧ 外貨建の資産又は負債の……………
本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産・負債項目は、当該子会社の事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑨ ヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段…………… 為替予約
 - ・ヘッジ対象…………… 買掛金
- ハ. ヘッジ方針…………… 為替リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価…………… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法…………… 税抜方式によっております。

(6) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により受注が減少し、さらに世界的なサプライチェーンの乱れ等に端を発する鋼材等原材料価格の高騰を受け、当社グループが営む住設機器事業の鋼製建具製造販売部門において営業損失が発生しております。

当社グループは、今後、新型コロナウイルス感染症の影響からは一定の回復基調にあるものの、金融機関や大手製鉄会社が公表する資料を参考に、一部の高炉の操業停止や工事費の増加を受けて鋼材価格が高止まりになると推測しており、鋼製建具製造販売部門においては2022年度以降の収益確保が難しい状況であると見込んでおります。

当社グループの住設機器事業の鋼製建具製造販売部門は、連結子会社である株式会社メタルスター工業が営んでおり、この度、上述の見積りを受け、同社が保有する鋼製建具製造販売部門関連資産について減損の兆候が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失163,968千円を計上いたしました。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	17,301,280千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
・建物及び構築物	1,324,947千円
・機械装置及び運搬具	93,204千円
・土地	2,472,157千円
計	3,890,309千円
② 担保に係る債務	
・短期借入金	678,820千円
・1年内返済予定の長期借入金	869,630千円
・長期借入金	2,010,930千円
計	3,559,380千円
(3) 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高	
受取手形割引高	468,325千円
受取手形裏書譲渡高	5,500千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	15,595,050株
(2) 配当に関する事項	
① 配当金支払額	
2021年6月15日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項	
・配当金の総額	116,318千円
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2021年3月20日
・効力発生日	2021年6月16日
② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの	
2022年6月14日開催の第66回定時株主総会において次のとおり付議いたします。	
・配当金の総額	116,637千円
・1株当たり配当額	8円
・基準日	2022年3月20日
・効力発生日	2022年6月15日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。また、デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引条件に定められた期間内に回収するものとして期日管理及び残高管理を行う体制をしいております。

投資有価証券は主に株式、債券、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価及び出資先の財務状況等を把握するなどのリスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務や借入金は、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。借入金のうち、変動金利のものは金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建輸入債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、取引権限及び取引限度額は社内管理規程に基づいて行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(4)会計方針に関する事項⑨ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,471,634	3,471,634	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,923,527	4,923,527	—
(3) 投資有価証券	1,605,915	1,606,038	123
資産計	10,001,078	10,001,201	123
(1) 支払手形及び買掛金	1,383,071	1,383,071	—
(2) 短期借入金	3,030,000	3,030,000	—
(3) 未払金	3,486,020	3,486,020	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,886,321	2,883,545	△2,775
(5) リース債務	562,007	569,431	7,423
負債計	11,347,420	11,352,068	4,648

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これら時価については、株式は取引所の価格、投資信託は金融機関から公表された基準価格によっており、債券は主として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
期末残高がないため、該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	71,693

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,471,634	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,923,527	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	50,000	—	—
合計	8,395,162	50,000	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	3,030,000	—	—	—
長期借入金	873,638	2,012,683	—	—
リース債務	178,416	383,137	453	—
合計	4,082,054	2,395,820	453	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 850円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益 38円87銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年1月17日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社であるエムケーミクス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年3月21日付で吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、「美・食・住」を軸としつつ事業分野の拡大を図るため、2018年6月にエムケーミクス株式会社をM&Aにより連結子会社といたしました。エムケーミクス株式会社は、攪拌機の製造及び販売を主力としており、当社と接点のなかった業界に販路を有しています。今後、組織運営の一体化による技術力の向上と開発・生産・営業・アフターサービスの強化を通じて、一層の事業基盤の拡大を目指すため、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

イ. 企業結合日

2022年3月21日

ロ. 合併方式

当社を存続会社とし、エムケーミクス株式会社を消滅会社とする吸収合併

ハ. 結合当事企業の名称及び事業の内容

名 称	エムケー精工株式会社	エムケーミクス株式会社
事業の内容	モビリティ&サービス機器、ライフ&サポート機器の製造販売	攪拌機の製造及び販売

(3) 合併後の当社の状況

本合併による当社の商号、本社所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(4) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

(東京都千代田区)

指定社員 公認会計士 小宮直樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 矢崎英城
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2021年3月21日から2022年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エムケー精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保

証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第66期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤重光	Ⓢ
社外監査役 三浦伸昭	Ⓢ
社外監査役 廣中龍藏	Ⓢ

貸借対照表

(2022年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,623,389	流動負債	8,802,523
現金及び預金	1,188,702	支払手形	331,489
受取手形	1,155,891	買掛金	848,493
売掛金	2,729,629	短期借入金	2,540,000
商品及び製品	2,309,465	1年内返済予定の長期借入金	869,630
仕掛品	936,438	リース債務	160,535
原材料及び貯蔵品	1,531,782	未払金	3,320,712
短期貸付金	336,000	未払法人税等	55,764
未収入金	169,602	預り金	49,303
その他	274,741	賞与引当金	428,000
貸倒引当金	△8,863	製品補償対策引当金	152,540
固定資産	11,791,321	その他	46,055
有形固定資産	4,685,680	固定負債	2,621,891
建物	1,347,582	長期借入金	2,010,930
構築物	24,376	リース債務	355,227
機械及び装置	98,397	繰延税金負債	205,143
車輛及び運搬具	940	退職給付引当金	41,141
工具器具及び備品	58,888	その他	9,450
土地	2,711,473	負債合計	11,424,415
リース資産	440,579	(純資産の部)	
建設仮勘定	3,442	株主資本	10,632,018
無形固定資産	804,933	資本金	3,373,552
借地権	283,961	資本剰余金	2,945,473
リース資産	16,433	資本準備金	655,289
その他	504,539	その他資本剰余金	2,290,183
投資その他の資産	6,300,706	利益剰余金	4,786,774
投資有価証券	1,589,249	利益準備金	302,000
関係会社株	2,517,245	その他利益剰余金	4,484,774
関係会社出資金	1,279,537	別途積立金	1,100,000
長期貸付金	378,500	圧縮記帳積立金	196,849
保険積立金	4,843	繰越利益剰余金	3,187,924
前払年金費用	670,010	自己株式	△473,782
その他	157,268	評価・換算差額等	358,277
貸倒引当金	△295,947	その他有価証券評価差額金	358,277
資産合計	22,414,711	純資産合計	10,990,295
		負債・純資産合計	22,414,711

損 益 計 算 書

（2021年3月21日から
2022年3月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		20,082,641
売 上 原 価		13,544,526
売 上 総 利 益		6,538,115
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,782,245
営 業 利 益		755,870
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,369	
受 取 配 当 金	195,879	
そ の 他	62,691	266,939
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,795	
そ の 他	14,420	53,215
経 常 利 益		969,594
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,224	1,224
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	66	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,277	
子 会 社 株 式 評 価 損	376,289	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50,000	428,633
税 引 前 当 期 純 利 益		542,185
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239,846	
法 人 税 等 調 整 額	50,460	290,307
当 期 純 利 益		251,878

株主資本等変動計算書

(2021年3月21日から
2022年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,373,552	655,289	2,291,805	302,000	1,100,000	201,596	3,047,618	△492,406	10,479,456
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△4,746	4,746		—
剰余金の配当							△116,318		△116,318
当期純利益							251,878		251,878
自己株式の処分			△1,621					18,624	17,002
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△1,621	—	—	△4,746	140,306	18,624	152,562
当期末残高	3,373,552	655,289	2,290,183	302,000	1,100,000	196,849	3,187,924	△473,782	10,632,018

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	399,322	2,119	401,441	10,880,897
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				—
剰余金の配当				△116,318
当期純利益				251,878
自己株式の処分				17,002
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△41,044	△2,119	△43,163	△43,163
当期変動額合計	△41,044	△2,119	△43,163	109,398
当期末残高	358,277	—	358,277	10,990,295

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び…………… 移動平均法に基づく原価法
 関連会社株式
- ② 満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの…………… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ…………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

- ① 製品、仕掛品、原材料…………… 総平均法による原価法
- ② 貯蔵品…………… 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 建物（建物附属設備を除く。）は定額法、建物以外は定率法によっております。
 （リース資産を除く）
 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。
 （リース資産を除く）
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産…………… 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品補償対策引当金…………… 当事業年度に販売した製品等の改良・品質保証・修理の費用等の補償に備えるため、発生見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段…………… 為替予約
 - ・ヘッジ対象…………… 買掛金
- ③ ヘッジ方針…………… 為替リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理方法…………… 税抜方式を採用しております。

(8) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響により受注が減少し、さらに世界的なサプライチェーンの乱れに端を発する鋼材等原材料価格の高騰を受け、当社連結子会社であるメタルスター工業株式会社が営む住設機器事業の鋼製建具製造販売部門において営業損失が発生しております。

当社は、今後、新型コロナウイルス感染症の影響からは一定の回復基調にあるものの、金融機関や大手製鉄会社が公表する資料を参考に、一部の高炉の操業停止や工事費の増加を受けて鋼材価格が高止まりになると推測しており、また価格の転嫁が難航するなど外部環境の悪化が進むと判断し、鋼製建具製造販売部門においては2022年度以降の収益確保が難しい状況であると見込んでおります。

当社は、上述の仮定をもとに鋼製建具製造販売部門において減損損失を計上したことに伴い、当社が保有する連結子会社株式会社メタルスター工業の株式の実質価額が著しく低下したため、子会社株式評価損として366,289千円を計上いたしました。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 507,064千円 |
| ② 長期金銭債権 | 306,000千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 365,007千円 |
- (2) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
該当事項はありません。
- (3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 12,606,482千円
- (5) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | |
|----------------|-------------|
| ① 担保に供している資産 | |
| ・建物及び構築物 | 1,285,613千円 |
| ・機械及び装置 | 93,204千円 |
| ・土地 | 2,456,717千円 |
| 計 | 3,835,536千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| ・短期借入金 | 678,820千円 |
| ・1年内返済予定の長期借入金 | 837,240千円 |
| ・長期借入金 | 1,919,200千円 |
| 計 | 3,435,260千円 |
- (6) 受取手形割引高 468,325千円
- (7) 保証債務

関係会社銀行借入金等保証額

保 証 先	保 証 金 額
エ ム ケ ー 電 子 株 式 会 社	853千円
株 式 会 社 メ タ ル ス タ ー 工 業	4,290千円
計	5,143千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	96,621千円
② 仕入高及び販売費	2,054,531千円
③ 営業取引以外の取引高	173,118千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,055,223	—	39,912	1,015,311

(注) 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
子会社株式評価損否認額	359,686
賞与引当金否認額	127,972
投資有価証券評価損否認額	107,857
貸倒引当金否認額	91,138
その他	134,206
繰延税金資産小計	820,861
評価性引当額	△588,886
繰延税金資産合計	231,975
繰延税金負債	
前払年金費用	200,333
その他有価証券評価差額金	152,817
圧縮記帳積立金	83,967
繰延税金負債合計	437,118
繰延税金負債の純額	205,143

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エムケー興産株式会社	直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収 利息の受取	30,000 5,441	短期貸付金 長期貸付金	206,000 156,000
	MK SEIKO (VIETNAM) CO., LTD.	直接 100.0%	当社仕入先	材料の支給 製品の仕入	321,562 802,104	未収入金 買掛金 未払金	67,418 234,348 37,016

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付に対する貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保の受入は行っておりません。

製品の仕入の取引条件は、市場価格を勘案し決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 753円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円29銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年1月17日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社であるエムケーミクス株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2022年3月21日付で吸収合併いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

エムケー精工株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

(東京都千代田区)

指定社員 公認会計士 小宮直樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 矢崎英城
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エムケー精工株式会社の2021年3月21日から2022年3月20日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別

に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月21日から2022年3月20日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

エムケー精工株式会社	監査役会
常勤監査役 近藤重光	Ⓔ
社外監査役 三浦伸昭	Ⓔ
社外監査役 廣中龍蔵	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な政策と位置づけ、財務体質の強化を図りつつ業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき財務状況や業績等を総合的に勘案しまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は116,637,912円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月15日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年（令和4年）9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 長野県千曲市大字雨宮1825番地

当会社本社 厚生会館

T E L 026-272-0601 (代)

F A X 026-272-4912

